

第4回 貿易・投資等ワーキング・グループ 議事概要

1. 日時：平成25年11月7日（木）9:30～11:27
2. 場所：中央合同庁舎第4号館2階第3特別会議室
3. 出席者：
 - （委員）大崎貞和（座長）、松村敏弘（座長代理）、大田弘子（議長代理）、
安念潤司
 - （政府）稲田内閣府特命担当大臣（規制改革）、後藤田内閣府副大臣
 - （事業者）欧州ビジネス協会電気通信機器委員会本多委員長、コングスタードポリシー
ディレクター、デルゴージュ食品・農業委員会委員
電子情報技術産業協会社会システム事業委員会特定小電力無線システム専
門委員会芝田委員長TOA株式会社
 - （総務省）総合通信基盤局電波部電波環境課認証推進室菅田室長
 - （厚生労働省）医薬食品局食品安全部監視安全課輸入食品安全対策室三木室長
 - （事務局）滝本規制改革推進室長、大川規制改革推進室次長
4. 議題：
 - （1）電子通信機器の規格に関する相互認証等に係る規制改革要望について
 - ・欧州ビジネス協会（EBC）から説明
 - ・電子情報技術産業協会（JEITA）から説明
 - ・総務省から説明
 - （2）輸入食品の年次分析の国際基準適合に係る規制改革要望について
 - ・欧州ビジネス協会（EBC）から説明
 - ・厚生労働省から説明

5. 議事概要：

○大川次長 定刻になりましたので、規制改革会議第4回貿易・投資等ワーキング・グループを開催させていただきます。

皆様方には御多用中、御出席をいただき、誠にありがとうございます。

本日は後藤田副大臣に御出席いただいております。また、稲田大臣は公務のため、遅れて出席の御予定でございます。なお、所用により、長谷川委員は御欠席でございます。

開会に当たりまして、大崎座長から御挨拶をいただきたいと思います。座長、よろしくお願いたします。

○大崎座長 おはようございます。本日はお忙しいところ、皆様に御出席いただきまして、ありがとうございます。大変僭越ではございますが、私から一言だけ申し上げさせていただきますと存じます。

本日の貿易・投資等ワーキング・グループで取り上げます改革項目は、相互認証の推進

でございます。この相互認証という問題は、貿易や投資を行う上で必ずその相手国と個別の分野で問題になる、そういったものでございます。国によって基準や規格は異なるわけでありまして、我が国の独自の規格基準というものは、これまで一定の合理性をもって定められてきたものと理解しておりますが、これが諸外国から見たときに日本への投資を阻害する非関税障壁になってはいけないものだと考えております。

この点について、もちろん外国の基準を単純に受け入れればいいというものではないわけですが、その日本の国益というものを十分考えながら、できるだけ相互認証を推進していくと。これが私ども規制改革会議貿易・投資等ワーキング・グループの使命であると考えております。

本日を第1回としまして、以後数回にわたりまして、この相互認証の問題について分野別に取り上げていくことを予定しております。本日は電気通信機器、食品についての議論をお願いしたいと思います。

委員の皆様におかれましては、自由で活発な御議論を展開していただくよう、よろしくお願いをいたします。

○大川次長 ありがとうございます。報道の皆様にはここで御退室をお願いいたします。

(報道関係者退室)

○大川次長 それでは、議事を進めさせていただきます。なお、本ワーキング・グループの議事概要は公開することになっておりますので、よろしくお願いいたします。

今後の進行は大崎座長をお願いいたしたいと存じます。よろしくお願いいたします。

○大崎座長 それでは、早速でございますが、議題1「電気通信機器の規格に関する相互認証等に係る規制改革要望について」に入らせていただきます。

この問題に関しましての要望を出していただきました、欧州ビジネス協会から電気通信機器委員会の本多委員長及びポリシーディレクターのcongスタード様にお越しいただいております。また、国内の事業者の立場から御意見をいただくために、JEITA（電子情報技術産業協会）の特定小電力無線システム専門委員会委員長である TOA 株式会社の芝田様にもお越しいただいております。

また、この問題の所管省であります総務省から、菅田総合通信基盤局電波部電波環境課認証推進室長に御出席をいただいております。

それでは、最初に欧州ビジネス協会から御説明をお願いいたします。

○欧州ビジネス協会（本多委員長） おはようございます。欧州ビジネス協会の本多と申します。今日はこのような機会をいただきまして、大変ありがとうございます。

欧州ビジネス協会は、日本にある欧州系の企業の団体でございます。その中に電気通信機器の委員会がございまして、主に携帯電話の端末なり基地局なりのビジネスを日本でさせていただいている企業が主なメンバーでございます。今日は通信機器基準の認証プロセスの日本と欧州の整合ということでお話をさせていただくのですけれども、特には国際的な規格に準拠した現在の第3世代以降の携帯電話ということで、この項目についてお話

をさせていただければと思っております。

今日御提出させていただきました資料の最初は、私どもの組織の話などございまして、前半部分は日本におきまして、携帯電話のサービスがどのように推移しているかなどを御説明する資料でございまして、この辺は御存じのように、今の固定電話よりも携帯電話のほうが加入者が多くなって非常に伸びている。

4 ページ目以降でございますけれども、携帯電話の普及率などが今はほとんど 100 パーセント以上になっておりまして、今後もさらに伸びると。第 4 世代とかいうことで話題になっておりますけれども、LTE という新しい規格が出てきて、今後もこの分野はいろいろな技術開発が進んで、だんだん伸びていくというような市場であるということを御説明したいところでございます。

もう一つ、つけ加えたいところが 6 ページ目です。これは総務省さんの資料をお借りしているのですが、この分野は 1980 年代に第 1 世代の携帯電話が出て、その後、世代を重ねていって、特に先ほど御説明した第 3 世代以降は世界の共通の仕様ということで、携帯電話端末、及び携帯電話のシステムの中にある基地局と呼ばれるものですが、それも無線の部分がありますけれども、そこは共通の仕様ということになって世界的に伸びてきている。

もう一つ、つけ加えたいのは、機能的には、そこにビットレートのような 384 キロとか 14 メガとか 100 メガとかなっておりますけれども、今この分野には非常に集中的にシステムの開発が行われておりまして、非常に早いスピードで技術開発が行われて、新しい機能がどんどん入ってきているという分野でございます。最終的に今のところは第 4 世代という赤いものを書いてありますけれども、さらにその先の第 5 世代ということでも、今、開発が始まりつつあるというような状況でございます。

こういう状況ですと新しい技術がどんどん出てきますので、規格とか技術基準的なレギュレーションの分野でもこれに追いついていかなければいけないわけですが、私どもは、なかなかその制度的なものが追いついてきていないというように感じておりまして、技術はどんどん進むわけですが、それに対して制度がなかなかついていかない。総務省さんのほうで一生懸命やられているというのは、私どもは分かっているのですが、なかなかそこら辺が追いついていかないというようなことで、規制の部分もできるだけ、こういう早い動きに対して対応できるような体制をとっていただければというのが 1 つでございます。

7 ページ、先ほど言ったように特に第 3 世代以降、ワイドバンド CDMA とか LTE と書いてありますが、そういうシステムはグローバル標準に準拠したシステムになっております。このメリットは世界中で同じ機器が使えるという規模の経済性だとか、国際的なローミングです。携帯電話を持っていれば、日本でも使えるし、どこの国に言っても使えるという共通性。世界中が共通の仕様に対して技術を導入いたしますので、そういう意味での技術開発のスピードも速いというようなシステムにもなっております。

そういう意味では、規制の部分も実を言うと、例えば日本と欧州だけではなくて、世界

中で同じ仕様になっております。規制自体は少しずつ国によって違うのですが、実際に作る携帯電話や基地局等は同じものになっております。国の間で規制を合わせようという努力はあるのですが、そもそも大元の例えば、日本で言うと電波法から来る法律になるわけですが、そういう規則はもともと違うものになりますので、作っている機器は同じですが、規制が若干違う。ほとんど同じですが、規制のプロセスとか技術的基準が少しずつ違ってしております。それが原因で各国それぞれ同じ機器に対して違う認証をしなければいけないというような状況になっております。そこを何とかしていただけないかなというのが今日のお話の趣旨になります。

具体的などころに行きますと、まず、1つは8ページ目のところになりますが、MRA というものです。これも総務省さんの資料をベースに作成したのですが、現在でも例えば日本と欧州の間でMRA というものは成立をしております。電気通信機器の技術基準の適合評価の結果を日本と外国の間で相互に受け入れる制度と書いてありますが、左側がMRA 実施前の状況です。

例えば欧州のメーカーが日本に携帯電話なり基地局を輸出したい場合には、今まで MRA をする前は欧州のメーカーも日本の適合性評価機関の機器を持ち込むなりデータを提出して認証を受けるといような制度になっておりましたが、それがMRA 実施後は同じことが欧州側で欧州の適合性評価機関で評価を受けるといことができる。日本の基準に合っていることを評価してもらって、それをもってして日本の市場に輸出することが可能になっております。

これは実を言うと、欧州の機関で日本の基準に合っていることを評価してもらっているだけであって、実は欧州側も欧州の市場に出すのに、この同じ欧州の評価機関に出して別の認証を受けているということになります。認証を受ける機器は同じものですが、それを1つの場所に持って行って、欧州側の認証と日本側の認証を二重に受けているというのが現実でございます。

これも私どもメーカーとしては、認証を受ける手間が減り、市場に出すまでの時間が短縮されて、MRA が実施されているのは非常にありがたいことですが、もう一つ進めて、この携帯電話の場合はほぼ同じ技術基準になることが可能。実際に同じですし、作る機器も同じでありますので、次のステップとしては、1つの機関で1つの申請で欧州側、日本側の承認を可能としていただけないかというのが1点目でございます。

御存じのように欧州側は SDoC と言いまして、供給者が適合宣言するというのがございますが、さらにその次のステップでは SDoC というものをさせていただいて、それをもって欧州側、日本側の両方に適合していただくというのが、次のステップのお願いということになります。

もう一つありまして、それが9ページ目のところですが、日本側の技術基準適合自己確認制度の適用範囲を拡大していただけないかというのが、もう一点でございます。そこに書いてある絵ですが、欧州側は R&TTE 指令という制度がございます、これで無線機

器、有線の機器も技術基準へ適合を担保する制度がございますが、この R&TTE 指令で例外は多少あるのですが、ほとんど全ての機器の種別に対応しておりまして、この R&TTE 指令の中であれば、先ほどの供給者適合宣言 SDoC が可能になっております。

右側に日本の制度が書いてありますけれども、無線とか有線とかいろいろ違いがございますので、一概に比較はできないのですが、日本の無線設備を大きな丸で書いてありますが、その中に特定無線設備がございます、これは認証制度を受けられるというような機器の種別になっております。これが種別で言いますと 157 の技術、無線インターフェースの種別がこの特定無線設備の中に入っておりますが、日本にも欧州の SDoC に近い自己確認制度がございます、これはベンダーが自分で自分の機器を測定して、それが技術基準に合っていることを自分で宣言して、総務省さんに届けるというような制度になっておりますが、この範囲が非常に小さくて、現在 24 種類、外側の丸が 157 でその中の黄色い部分が 24 種類ということで、ここをもう少し広げていただけないかということが 2 点目でございます。ここでは携帯電話の端末が主なものですが、携帯の基地局にも自己確認制度を広げていただければというのが 2 点目でございます。

最後になりましたけれども、まとめといたしまして、私どものお願いとしては、MRA という相互認証協定がございますが、これを 1 つの申請で可能としていただけないかということと、SDoC を可能としていただけないかということが 1 つでございます。

あとは最後に御説明しました自己確認制度の種別の範囲を適宜拡大していただけないかというのが 2 点目でございます。

○大崎座長 ありがとうございます。

それでは、続けて、電子情報技術産業協会からの御説明をお願いいたします。

○電子情報技術産業協会（芝田委員長） では、電子情報技術産業協会情報、産業・社会システム部会社会、システム事業委員会、特定小電力無線システム専門委員会委員長をさせていただきます、芝田から報告させていただきます。

経緯（１）、（２）に関しましては、過去の事象を記載したものですので各自で御確認いただければと思いますが、その中でこちらの会議に関連するものになるかと思いますが、「規制・制度改革に関する分科会」に特定小電力無線システム専門委員会の前委員長が出席し、報告させていただいたという経緯がございます。内容としましては、商品の迅速な市場投入及びコスト負担の少ない機器開発などのメリット、市場における不適合機器の監視などの課題を提示し懸念点示した上で、制度としてはよろしいのではないかとということ報告させていただきました。

経緯（２）については、総務省殿の電波有効利用促進に関する検討会にて自己確認制度の対象拡大として、携帯電話端末などに搭載された無線 LAN システムについて対象とすることを検討することが適当であるという報告がなされたと聞いております。

ここからが本日の報告内容になります。3 ページ目の市場監視について、以前、「規制・制度改革に関する分科会」でも述べさせていただきましたが、技術適合基準自己確認制度

の対象を広げることは、商品の迅速な市場投入及び、よりコスト負担を減らすということで非常にメリットがあります。が、それを認めた上でそのまま導入するのはいかがなものか、市場監視についてももう少し検討していただくのはどうかということです。前回の報告書にもある通り、比較的監視が厳しいと言われているドイツにおいても3割程が不適合であるという報告もなされているようであり、この状況を踏まえると、単純に技術適合基準自己確認制度の対象を広げることに疑問があるということです。4ページ目については、今、述べたことをそのまま文章化したものです。

参考として、日本の市場監視について報告させていただきます。概ね、総務省殿の電波利用法ホームページの中に記載されている内容ですが、「不法無線局の取り締まり」として、総合通信局で対応されています。今回出てきている携帯電話とはやや異なりますが、市場監視ということで取り組まれています。

また、製造業者や販売業者に対する基準不適合設備に関する勧告・公表も行われています。販売業者の免許情報告知義務は、特定小電力局等は対象ではないので、ここでは割愛させていただきます。

この他に、無線設備試買テストということで、微弱電波の製品に関して市場で実際に購入して、発射する電波の強度が法の定める範囲かどうかの試験もされています。

総務省殿のホームページに MRA 国際ワークショップ 2013 プログラムに関する記載があり、それによりますと、証明済み全設備の1パーセントをサンプルとして2011年度に市場監査が実施されました。不適合となったサンプルが全サンプルの6パーセントで、そのほとんどは、「マークなし」、「マーク不適切」であったということで、6パーセントが実際に日本市場の調査では不適合であったと報告されています。

他に日本で行われていることとしては無線設備の認定を行っている試験機関の1つである TELEC 殿における取り組みです。こちらでは市場調査センターで、認証した工事設計に基づく特定無線設備について、必要があると認められた場合、市場から適宜購入して、技術基準への適合性及び同一性が確保されているかどうかを確認するための調査が行われています。

これに対し、欧州では管轄当局による市場監視や、日本でいう TELEC 殿のような無線設備の検査、認定をされている NB (Notified Body) による市場監視が行われています。自分のところで検査証明書を発行したもので、NB が、装置が適合しないことを発見した場合は、製造事業者に必要な是正措置を講じる要求をしなければならない。また、必要であれば、証明書の一時停止や撤回を行うという、そういう市場監視も行っているようです。

税関による監視は欧州圏外から欧州に入る場合、いわゆる CE マークですが、マークが機器に表示されていない、必要書類の有無を監視もされているそうです。欧州では大きく、こういう3つの監視がされているようでもあります。

それに対して、日本では、確かに NB による市場監視、これは TELEC 殿による監視があったものの、他は調べた限りでは、記載がありませんでした。

税関による監視はありますが、御存じのように日本では、マークの有無に関わらず、税関は自由に入ってきており、市場の流通に関しては、日本では今、規制はされていないと考えております。

従って、今、欧州で前述のような手立てを打っているにもかかわらず、3割程度、不適合品が実際に市場で発見されており、日本では現実ほとんどの製品が TELEC 殿等の認定試験を受けた上で市場に流通している状況でも6パーセントが不適合性品であるとなりますと、単純に考えて自己確認制度になって、そのまま流通するようになると、同じ比率で行くかどうかは別にして、3割程度が不具合になってしまうということになり、非常に懸念されます。日本で厳しい中でも6パーセント、もっと厳しく先行しておられる欧州でも30パーセント、ということを見ると、欧州と同程度、あるいはそれを越えるような市場監視の制度をしっかりと作る必要があるのではないかと考えております。

以上です。

○大崎座長 ありがとうございます。

それでは、引き続き、総務省からの御説明をお願いいたします。

○総務省（菅田室長） 総務省の菅田でございます。

資料に従いまして、御説明をさせていただきます。当方の資料ですけれども、「電気通信分野における日 EU の規格・認証について」とタイトルを打ってございます。

1 ページ目、非常にプリミティブな基本的な知識ということで、まず前提として皆様に御共有させていただきたいことがございます。電波はどういうものですか、ということでございます。

電波は一般に見えるものではございません。空中をいつの間にか飛び交っているものがございます。この電波というのは1つの周波数で電波を飛ばすと、下手をしますと自分で使いたいこの近辺だけではなくて、例えば隣の市町村、隣の県、隣接国、さらには周波数帯によりましては地球の裏側まで飛んでしまいます。こういうことで周波数ごとに様々な伝達距離が出てしまう。また、その電波の出力という概念もございます。当然その電波の出力、電力による出力を上げれば上げるほど遠くに飛んでいってしまいます。それは皆様が使っていない間に自然と電波は飛んでいってしまうので、被害を受ける方々、混信を受ける方々をどうやって防ぐかということが問題となります。ということで国際的なルールが存在してございます。

1 ページ目にそれを書いてございますが、国連の専門機関である国際電気通信連合、我々は ITU と言っております。こちらで国際憲章が定められております。その中で無線通信規則、ラジオレギュレーションが加盟国全てに義務でかかっています。これは世界を3つの地域に大きく分けまして、周波数帯ごとに業務の種別や出力の制限値などを細かく規定してございます。これは先ほど電波の性質を御紹介しましたけれども、そういった各国間あるいは国内での混信を避けるために、こういった厳しい規則が設けられてございます。

この3地域の第1地域が、今日お越しいただいている欧州でございます。我々日本は第

3地域というところで、アジアの他の国々あるいはオーストラリア等と一緒に地域に指定されています。各国につきましては、この国際分配をもとに独自に周波数の国内分配を定めてございます。

日本におきましても、この国際分配に基づきまして割り当てが可能な周波数、業務の種類、目的等を周波数割当計画として策定してございまして、この改正に当たりましては、電波監理審議会への諮問をさせていただきまして、もちろんパブリック・コメントを踏まえまして、決定させていただいております。

最後に下の表がいわゆるイメージでございます。周波数割当計画の左半分は国際分配を記載しています。左側が第1地域、第2地域、第3地域ということでございます。こちらでは国際分配は3地域ごとに全て異なる分配となっております、これは過去の経緯や現状を踏まえまして、あるいは各国の大きさなども踏まえまして、こういう分配が別々に決まっております。その分配を踏まえまして、国内分配を各国は定めてございます。

こちら各々はアメリカと日本のように国土の大きさの違いや利用の過密度、日本の東京地域のような過密度を持つ国、あるいは既存無線局の利用状況、これまで様々な無線局を日本でも各国でも独自のシステムを使ってきています。そういった既存のシステムへの影響等を考慮しまして、国内分配をまず定めます。その国内分配に基づきまして、既存の無線設備と混信を起ささないように、かつ最も効率的な周波数活用ができるようにという観点から審議会において技術基準を定めていただきまして、個々のシステムの導入を決定しています。

一般に同じ無線システムといいますが、各国で使用可能な周波数あるいは出力制限値、さらには様々な技術的要素が異なっております。これが一般的な概念でございます。

2ページ、海外のシステムを国内に導入する場合、どのように検討を行っているかでございます。2ページ目の冒頭に書いておりますように、海外で開発された無線設備を国内で導入する場合におきましては、国内で現在使用している既存の無線設備に対して、混信を引き起こさないように周波数の共用検討を行う必要がございます。

例えば海外のシステムを入れた場合の共用検討の大まかな概念図を左下の図で示してございます。海外の既存システムAを仮に国内でそのまま使った場合にどうなるかということですが、当然その海外のシステムAの周波数帯△から□のところは、ここで使っている既存のシステムが直撃を受けます。そればかりでなく、隣接の周波数帯。こちらは例えば、国内の既存システムAが左側にありまして、国内の既存システムCがございまして、こういった隣接の周波数帯にも影響を及ぼしまして、使えなくなる場合がございます。

さらに、ここには書いてございませんが、電波は基本的に自分で通信をしたいと思っっている周波数以外に高調波というのが物理現象として抑え切れません。第1次高調波、第2次高調波、第3次とN次までどんどん周波数が拡散していきます。この高調波をいかに抑えるか。これも電波の重要な技術ではございますが、こういった電波が悪さをして、思いも寄らない周波数帯に混信が起こる場合もございます。

こういったことで右の図ですが、外国規格の無線設備から混信している事例が多発しています。例えばですが、外国規格のコードレス電話をそのまま日本に持ち込んで、悪気なく旅行者が使ったといったことを想定しますと、実際に起きていますが、こういったものが既存の携帯電話の基地局に混信を起こして、携帯電話の使用が困難となるといった事象が起きています。あるいは外国規格のベビーモニター、赤ちゃんを監視するシステムですけども、こういったものを発射されますと、例えば消防無線に高調波が当たりまして、消防無線のほうに混信が起こるということでございます。

3 ページ、その共用検討は具体的にどうやっているかということですが、こちらについては詳細でございますので、割愛させていただきますけれども、共用検討は様々な干渉ルートを丁寧に既存のシステムと新しいシステムの間で検討して、お互いに干渉し合わないように検討する必要があります。

続いて、4 ページ目でございます。仮に外国の業務用無線システム、例えばタクシーとか列車とか空港で使っているシステムですが、これを日本で使用しますと、実際の欧州規格の業務無線システムを日本で導入した場合、例えば携帯電話のシステム。日本ではテレメータ、携帯電話、放送、船舶、その他、セキュリティシステム等で使っておりますが、そういったところに直接混信が飛び込んできまして、それぞれのシステムが全て使えなくなります。あるいは持ち込んだ人も場合によっては自分が被害を受けて使えなくなることもございます。

仮にこれが航空用等の場合では、着陸自動誘導装置とか電波高度計とか、こういった航空用の皆様が知らないうちに使っている人命に関わるような周波数帯へ飛び込むことがままあります。こういったことが起こらないように、社会的、経済的な大きな混乱を起こさないようにコントロールするのが電波行政でございます。

5 ページ、無線設備につきましては、各国で基準認証制度を持っております。これは、各国が自国の周波数帯を含む技術基準に適合しているか。政府自身、認証機関あるいは製造業者自身が政府の指定したマークを添付して、それを添付することによって流通あるいは無線設備の使用が許可されてございます。

下の表に書いてございますが、欧州では CE マーク、米国やカナダの米州は FCC あるいはカナダのマークがございまして、日本におきましては技適マーク、韓国でも同様のマークがございまして、それぞれ自己宣言、米国では自己確認の他に民間認証、さらにはまだ政府認証すらやっております。

日本におきましては、政府認証はもう既にしていませんが、メーカーによる自己確認か、あるいは第三者機関による認証に移っております。評価としましては、欧州でも基本的には認証機関がかかわっています。こういうことで、外国政府、外国市場に日本の製品を投入する場合においても、当該外国政府の指定するマークを添付することとなっております。これが国際ルールでございます。

6 ページ、参考 2 では具体的なイメージで、米国に本社を有する製造業者が中国等の工

場で生産して、日米欧の市場に出荷する場合の例として、グローバルな無線設備の流通と各国の基準認証制度を確保する国際的な仕組みを表してご紹介します。図では、米国本社から設計の申請を出しまして、FCC、日本、欧州の設計認証をとります。その上で、中国で組み立てを開始して、各国に流すことになっています。

右側の図で細長い帯がありますが、これはある携帯電話の電子表示。これは各国の認証をとったものを表す印でございませけれども、FCC のアメリカのマーク、カナダ産業省のカナダのマーク、もちろん欧州の CE マーク、豪州のマーク、韓国、ロシア、タイ、フィリピン、全ての国で認証をとってご紹介します。これが世界のルールでございませ。

7 ページ、相互認証協定、MRA という仕組みが先ほど御紹介がありました。これは簡単に御紹介しますと、外国の製造業者が日本向けの製品を出荷する場合に、当該外国の認証機関に日本の法令に従って評価をしてもらって、そこで日本向けのマークを貼ることによりまして、日本向けの出荷は許可されます。これは日本で言いますと、ヨーロッパとアメリカ、シンガポールの二国間で協定を結んで実施しております。

8 ページ、その現状を表しています。ここまでは日欧 MRA について御紹介してございませですが、左図と右図の説明をさせていただきますと、左図では欧州で日本向けの認証を行う機関は7機関に拡大してございませ。一方で、日本で欧州向けの認証を行う機関はまだ2機関にとどまっております。実際の認証件数でございませですが、欧州から日本向け認証件数は拡大の一途をたどっております。逆に日本から欧州向けの認証件数は横ばいで低調でございませ。

9 ページ、欧米で認証された無線設備を国内で利用する。すなわち欧米で日本の認証を受け入れ可能か、あるいは日本で受け入れている状況はどうであるかをまとめてご紹介します。日本で行われた欧米向けの認証については、欧米は MRA によって合致しているので、受け入れ可能。一方、日本で行われた日本向けのドメスティックな認証につきましては、欧米で技術基準の合致が確認されていないので、受け入れはできないことになっています。こちらは同様に日本でも同じような受け入れ状況になっていまして、欧米で行われた欧米向けの認証は、日本では受け入れはできません。これはお互いの各国間の相互主義に基づいて締結されているものでございませ。

仮に図2でございませですが、欧州と日本で、これは 4G LTE と言っておりますけれども、この周波数帯が異なっております。例えば欧州で 2,600 メガヘルツ帯を使っておりますが、日本では使われてございませ。それは先ほど申し上げました ITU のルールによるものです。例えば日本で使っている 1,500 メガヘルツ帯は欧州では使えません。逆に 2,100 メガヘルツ帯も使えないということになっています。これは欧米日で同様のことが起きてございませ。日本で行われた日本向け認証を仮に欧米の規制当局が本当に受け入れると言っているのかどうか、どうでしょうかということでご紹介します。

10 ページ、これまでの話を欧州規格・認証を受け入れた場合の問題の所在として、まとめてご紹介します。一般に欧州のマークは国際的にも国内的にも欧州の周波数帯を含む技術

基準に合致しているという意味しか持ち得ません。仮に欧州の技術基準に合致した欧州の規格や欧州のマークを受け入れたと仮定しますと、次のような重大な問題が起きます。言ってみれば、先ほど来申し上げています有害な混信による社会経済活動の麻痺でございます。携帯電話、放送、消防無線、航空機の航法設備、いわゆる着陸誘導装置などですけれども、こういった国民生活に深く関わる既存の無線設備に混信を与え、機能不全に陥るなど、社会経済が混乱することになります。

2点目ですが、既存認証の仕組み自体が崩壊するというところでございます。これは利用者の視点からも行政の運営の視点からも問題がございます。まず、利用者の立場で言いますと、日本のマークが必要ない。すなわち欧州のマークのみで使用可能な無線設備。

○大崎座長 大変申し訳ないのですが、要望は別に欧州基準に合致したものを、欧州で適合性を確認したものを受け入れろということをおっしゃっているわけではないので、その点についての見解を述べていただけませんか。こんなのはある意味、当たり前の話で、そんなことができないのは誰でも分かると思います。

○大川次長 すみません、大変時間が押しておりますので、駆け足でお願いいたします。

○総務省（菅田室長） それでは、間引いて説明させていただきます。

あとは国際的な議論が、これまで各国の規制庁間でこういった通信に欧米のマークを受け入れてくださいといったことが議論されていないのではないかとということでございます。

13 ページ、基準認証制度につきましては先ほど来、申し上げますので、概要につきましては割愛させていただきます。

14 ページ、そのうち日本の自己確認制度の対象範囲の拡大でございます。自己確認制度につきましては、他の無線局の運用を著しく阻害するような混信、その他の妨害を与えるおそれのないものについて、製造業者等が自ら技術基準の適合性を確認できる制度でございます。

こちらにつきましては、平成 24 年に閣議決定された、この自己確認の対象の範囲の拡大については、国際動向を踏まえて 24 年度中に結論を得てくださいといただいております。その結果、総務省では副大臣主催の電波有効利用の促進に関する検討会を開催しまして、自己確認制度の対象設備の拡大としまして、携帯電話端末に搭載した無線 LAN について追加することを決定してございます。

こちらの決定におきまして、25 年 2 月につきましては、情報通信ネットワーク産業協会、まさに通信設備を扱っている業界団体でございますけれども、こちらと今回来ていただいている電子情報通信産業協会、JEITA さん双方に御意見を伺いまして、こちらからはこの対象範囲の拡大については問題がないという意見、回答をいただいております。この団体には欧州のエリクソンさん等を含む製造業者も入っております。

さらに 3 月にはパブリック・コメントをしまして、追加の修正意見はなく、電監審に諮問をしまして答申をいただいて、公布・施行されてございます。

15 ページ飛ばしまして、16 ページでございます。この電波有効利用検討会できちんとし

た議論が行われてございます。まず、その検討会における議論におきましては、海外からいろいろな機器が持ち込まれまして、日本の技術基準を満たしていない機器が流通をして問題が発生していることにきちんと言及すべきであるという御指摘をいただいております。

先ほど JEITA さんから 30 パーセントということをおっしゃっていただきましたけれども、最新のデータを我々は入手してございまして、欧州全体では 62 パーセントが不適合機器であるという調査結果が出てございます。これは欧州の R&TTECA という認証機関の集まる団体やメーカーが集まる団体でございますけれども、こちらで発表されている資料でございます。

検討会のプレゼン等でも同様のワイヤレスマイクのような公共的・社会的ニーズの高いものについては第三者認証が妥当である。あるいは自己確認の対象拡大によって重要無線通信等の混信があるので慎重な検討が必要である。日本の制度は非常にバランスがよく、不備がない、いい制度であるという御意見もいただいております。

そこでこの報告書におきましては、欧州が自己宣言を採用していますけれども、欧州製造業者等は欧州各国の通信規制庁がそれぞれ独自に法の執行を行っているため、法令不履行を回避するなどの目的のために第三者機関を関与しているケースが多いです。

また、米国では、カナダ等もそうですが、我が国と同様に第三者機関と自己確認の認証の双方を採用してございまして、米国におきましては、対象範囲を意図して電波を発射していない機器にとどめてございます。すなわち裏を返しますと、意図して電波を発射する機器については、全て FCC 自ら認証するか、第三者機関認証だけに限定してございまして、自己確認制度は利用してございません。

我が国の自己確認制度につきましては、そういったことから他の無線局に混信妨害を与えるような、例えば大きな電力を発射するもの、あるいは制御する側の無線設備。こういったものについては影響度が大きいということでございますので、今、現在できる範囲ということでいただいたのが携帯電話端末に搭載された無線 LAN システムを対象とすべきであるということをお願いいたします。

その結果としまして、さらに自己確認の今後の新たな対象につきましては、慎重な検討を行う必要があるという結論をいただいております。まさに APEC などでは不適合機器の拡大が現在問題になっていますし、試験データの捏造問題なども議論されてございます。欧州各国では、ある国では通信規制庁が我々総務省に不適合機器の対策について相談を受けてございます。

こういったようなことでございますので、日本の国益を考えてみますとどうであろうかということがございますし、実はこの制度につきましてはメーカーさん自身にとっても非常に重要な制度でございまして、不適合機器というのは結局きちんとした認証を行わず、悪い電波を出してしまうということになっています。実際にまじめに製品を作って認証を得ているエリクソンさんというような欧州の立派なメーカーと、そうでない意図的にそういうことをしないメーカーさん、あるいは知らずに単にラベルを張るだけで出荷すればいいやとやっている輸入業者さんが実際にいることによって、こういう不適合市場がどんど

ん拡大していきまして、そういったものに対してはきちんと取り組んでいくことが大事だと認識してございます。

以上でございます。

○大崎座長 ありがとうございます。

事前の説明がよくなかったのかもしれませんが、私どもは確かに技術的な点について、ある意味素人なのですが、事前にどういうことが問題になっているかも勉強しているつもりなので、できるだけお願いした時間で説明していただければ、非常にありがたかったなと思います。

今からただいまの御説明について議論をしたいのですが、まず私から、先ほど総務省の御説明で技術基準適合自己確認の適用拡大は安易にすべきでない。これは非常によく分かったし、私はその御説明にある意味納得したのですが、もう一つの点ですね。相互承認協定に基づく日本向けの承認に関して、1つの申請で欧州向けと日本向けの承認を可能にするという点については、どういうふうにお考えかを是非お話しいただきたいです。

○総務省（菅田室長） 先ほど申し上げましたように、各国では、それぞれ指定したマークを貼ることによって、国内の機器市場も含めて、利用者に分かりやすい形で統一的に運用してございます。これが相場でございますので、日本向けの市場に出荷する場合には、日本向けのマークを貼っていただく必要がございます。仮に1つの手続で欧州でやりたいということでしたら、欧州の認証機関がございまして、こちらの欧州の認証機関の7機関につきましては、MRAに基づいて日本向けの市場に出荷する能力もございまして。

そういった認証機関が簡易な方法で欧州向けの市場と日本向けの市場を一体的に見ていただけるような、あるいはここもビジネスでございまして、価格を安くしていただくとか、効率的にそのまま両方向への測定をしてもらおうとか、そういったことは民間の競争市場の中で行われるものと考えてございまして、特段不都合はないと認識しております。

○大崎座長 逆に言うと、総務省として、別に1回の申請で2つの承認を受けてはいけないとおっしゃっているわけではないということですね。

○総務省（菅田室長） 日本向けのきちんとした認証をとっていただければ、1回の手続でやっていただくことは、外部機関に頼めば、それは民間ベースで可能ではあるかと思えます。

○大崎座長 それでは、委員の皆様はいかがでしょう。御意見、御質問をいただければと思います。

○後藤田副大臣 ありがとうございます。先ほど来、欧州については、総務省は厳しいと言っているのか、厳しくないと言っているのかよく分からないけれども、いろいろ問題が多いということなのですね。先ほどの日本の団体のほうからは、厳しい割に30パーセントくらい起こっているということですが、これに対して欧州として反論と申しますか、基本的なことですけれども、反論したらいかがでしょうか。反論はないですか。

○欧州ビジネス協会（本多委員長） 私どもは欧州の認証の状況については余り詳しくな

いのですが、今の総務省さんの御説明を受けると、例えば ITU の無線。

○後藤田副大臣 私の質問に結論だけ、皆さんは結論の前に御説明が長いので、結論をまず言っていたかかないと会議は進みません。

○大崎座長 私も副大臣と全く同じ疑問を抱いたと思うのですが、つまり自己確認を拡大して欲しいと言うけれども、欧州で自己確認の結果、それだけ問題が起きているということは、日本側として安易に欧州における自己確認の結果を安全であるとは受け入れられないことではないかということだと思います。

○欧州ビジネス協会（本多委員長） 欧州全体では、そのくらいの割合はあるのだろうと思いますけれども。

○大崎座長 60 パーセントということですか。

○欧州ビジネス協会（本多委員長） そこまで私は存じ上げていませんが、例えばメーカーとして、私どもとしてはそのようなことは全くございませんし、欧州の市場ではそういう割合はあるのだろうとは思っております。

○松村座長代理 今の御回答は、これに関して反論はないということ。きちんとやっている会社はあることは指摘していただきました。確かにその通りだと思います。しかし、全ての会社がきちんとやっているわけではないという指摘に関しては、無視できない割合の会社はきちんとやっていないという指摘に関しては、反論がないと回答いただいたと理解すればよいのではないのでしょうか。

○大崎座長 そうということだとすると、確かに自己確認を安易に拡大すると大変危ないという気が私などはするのですけれども、どうなのでしょう。

○欧州ビジネス協会（コングスガードディレクター） 我々は欧州委員会あるいは全ての欧州の機器を代表するものではないのですが、EBC としては、この 30 パーセントあるいは 60 パーセントは自分の会社から見たら、これはそうではないでしょうとは明らかに言えます。たまたまベビーモニターについては、EBC のメンバー企業では作っていないので、携帯電話の基地局ならこういう 30 パーセントもの不適合することがないことと自信をもって言えます。

○大崎座長 そこは総務省としても自己確認制度を拡大することには絶対反対とおっしゃっているわけではなくて、先ほど御説明があったように、例えば携帯端末等については実際に技術的検討をして拡大をされたわけですね。今後もそこは引き続き技術進歩に追い付くように検討していただけるということでしょうか。

○総務省（菅田室長） おっしゃるとおりでございます。先ほど言った検討会で、拡大する範囲は現時点ではここが限界でしょうと。ただ、今後またその技術が進展すれば、その都度見直していく予定でございます。

○大崎座長 そこに欧州ビジネス協会としても、是非こういうものについて見直してもらえないかという具体的な提案を出してもらえると建設的な気がするのです。

○欧州ビジネス協会（本多委員長） 今日、そういうものは出してございまして、例えば携

帯電話で、今は端末はできるようになっておりますが、同じように基地局側もしていただけないかという要望を出しております。

○総務省（菅田室長） それについても検討会で議論されまして、基本的にこの自己確認を日本として認めていいものは、他の既存の無線設備に与える影響が大きくないだろうとあらかじめ推定される無線機器については、もうメーカー任せでいいと認識しています。ただ、一方で基地局につきましては、正に電波が先ほど言った出力が非常に大きくございます。また、その制御する側でございます。ということで、除外しています。

○大崎座長 他にいかがですか。

○後藤田副大臣 総務省さんに聞くのもあれですが、今まさにその電波については有害な混信による社会経済活動の麻痺ということで、今のお話もそうですけれども、サイバーのいろいろな議論がございましたね。こういうことも含めておっしゃっているのですか。

○総務省（菅田室長） サイバーにつきましては、通信の中身の話でございますので、違います。物理的に本当に使えなくなるという意味でございます。

○大崎座長 私は素人であるのですが、ちょっと思うのは、例えば飛行機の中でスマホを使っていかどうかも、アメリカでも今度、大分見直すとか言っているのです、技術は日進月歩で混信や干渉が起きることについての制御手段が発展してくると思うので、全くその点については素人ですが、是非そういう技術動向はウォッチしていただいて、適宜その業者側の負担が軽くなるような措置を講じていただけるといいなというのが、私のこの委員としての感想です。

○大田議長代理 総務省さんから御説明くださった資料の2ページ目に海外システムを国内導入、外国規格の無線機器からの混信という、これはどれくらいの頻度で起こっているのか。何かその数字的なものを教えていただけますか。

○総務省（菅田室長） 今すぐに手持ちでは用意してございませんが、我々総務省に電波監視部隊がございまして、24時間体制で電波監視をしてございます。主にいただく情報は、管制塔から常に電波の状態を24時間聞いているようなところ、あるいは消防無線とかしょっちゅう使っているような重要無線と我々は言っていますけれども、生命に関わるような機関からの通報に基づいて取り締まりをしてございます。そういった一連の中で、こういった外国機器が原因で混信をしている事例は出てきてございます。

ただ、それは全体の枠の中では非常にごく一部だと認識してございまして、一般的にどの場所でどの時間帯でどういう混信が起こっているかは、実際問題として総務省として全てを把握するのはなかなか困難と考えてございますので、その全ての情報が統計データになっているかという点、それは不可能でございます。そういった重要無線通信という意味で発生する件数につきましては、データはございません。

○大崎座長 その点については外国の機器が実際にどれくらい持ち込まれているかということもありますから、総務省がおっしゃったのは、だからこそ単純にEUと日本とで全く基準を一緒にしたら大変なことになるとおっしゃっているのだと理解をしたのですが、

それはみんな分かっていると思います。

○後藤田副大臣 今の重要無線についての問題は各国同じような問題を抱えていますね。その点での相互主義というか、逆に経済発展の上での相互主義というよりは、安全保障上の協定といいますか、条約といいますか、さっきの国連のお話がありましたが、そういうのは当然きちんともうできているのでしょうか。

○総務省（菅田室長） そういった混信が各国間で起きた場合には、適正なルールでその混信を回避するルールがございます。また、国内につきましては、そういったいわゆる混信をなくすための電波監視を各国で強めようといった話、あるいは先ほど最後に言いました APEC というような枠組みでは、各国でそういう不適合機器の流通が非常に拡大しているので、これをどうやって各国で取り締まっていくかといったような議論もなされてございます。今、オンゴーイングで正に話題が大きくなってきているところでございます。

○大崎座長 松村先生、どうぞ。

○松村座長代理 この場で言うべきことではないような気もするのですが、先ほどから命に関わるようなものの電波の混信が言及されています。それに規制で対応することはあると思います。しかし、そもそも論として、例えば外国で普通に使われている製品を日本に持ってきたら、その結果として命に関わるような混信が起こるとすれば、そもそも日本の電波の配分の問題があるのではないのでしょうか。その可能性だってあるわけですね。

周波数の割り当てを動かすのは大きなコストがかかることだし、各国の事情に応じて割り当てていることは十分分かりますが、電波の世界は御指摘の通り日進月歩なわけですね。大昔に決まったルールに、既得権を持っている人がしがみついている状況を変えようとする大きな問題意識が必要だと思います。

この文脈で言うようなことではないと思いますが、混信があるから規制を強化するのはもちろん当然のことだとは思いますが、国際的な視野から、日本社会全体としてコストを下げていく配慮も是非お願いします。

○大崎座長 他によろしいですか。

それでは、皆様、どうもありがとうございました。お時間でございますので、この電気通信機器の規格に係る議論はここまでということにさせていただきたいと存じます。

引き続き、議題2「輸入食品の年次分析の国際基準適合に係る規制改革要望」に移らせていただきます。御説明をいただく方の交代がございますので、少々お待ちください。

（出席者入れ替え）

○大崎座長 それでは、この輸入食品の年次分析の国際基準適合に関します要望を寄せられました、欧州ビジネス協会から食品・農業委員会のデルゴージュ委員にお越しをいただいております。デルゴージュさんは欧州ビジネス協会会長もお務めになっていると伺っております。また、先ほど御出席をいただきましたコングスタードさんには、引き続き同席をお願いしております。

所管省であります厚生労働省から、三木医薬食品局食品安全部監視安全課輸入食品安全

対策室長にお越しをいただいております。

それでは、まず欧州ビジネス協会からの御説明をお願いいたします。

○欧州ビジネス協会（デルゴージュ委員） おはようございます。皆さん、今日はこの時間をいただきまして、本当にありがとうございます。デューコ・デルゴージュと申します。

1つ申し訳ないのは、結構長く、日本に住んで20年以上なのに、まだ日本語が完璧ではありません。できるだけ分かるように説明したいと思います。

メインのお話は通関に関してのことですけれども、それ以外に少し食べ物輸入関係のことをいろいろお話ししたいと思うし、欧州ビジネス協会の中では私はフードコミュニティの委員長を何年前にしましたし、自分の会社も持っていますから、オープンにいろいろな経験とか意見とかそういうことを伝えて、もしその中で少しでも御参考になることがあれば幸いです。

1つは、まずもちろん安全・安心が1番ということは間違いないです。私たちはそう思いますし、日本はそれを非常によくやっていると思う。欧州のほうでもフードセーフティは非常にいいシステムを持っていて、基本的に欧州の食べ物が世界中安全という評判があり、そういう意味ではできるだけ欧州の食べ物を日本に効率的に輸入できればいいと思うし、逆に日本のものももちろん欧州のほうに効率的に輸出できることも両方大事だと思います。これから日本、欧州、FTA、EPAということでもいろいろ可能性があると思います。

ただ、基準が違うとか、そういうことがまだ今の段階ではあるので、それはできるだけ一緒に一番いい形で無駄にならないように進むことは大事だと思います。

そういう意味では、まず検査の話になると、検査するべきもの、検査するべきでないものは、今は恐らく完璧ではなく、改善できると思います。私がいろいろ見ると、毎年、毎年検査するものは本当にあのよう検査するのが必要かどうか分からないし、逆にたまにあるものは検査したほうがいいということもあります。それは後で自分が経験したことをオープンに話をしたいと思います。

できるだけ食べ物の安全を高めにして、ただ、それをしながら、食べ物をとにかく廃棄を少なめにするのができたら、私たちも皆さんも同じ考えだと思います。特に将来を見ると世界中の人口は増えていますし、食べ物はどんどん作るのも難しくなりますし、そういう意味では、それも少しずつ考えないと安全な食べ物を捨てるのは私もよくないと思います。あとはビュロクシー、そういうことはできるだけ抑えるのができたらいいと思います。

私がいろいろお話をすることは、輸入会社だけではなくて、消費者だけではなくて、私はもう20年以上、日本の食べ物市場に入っていますから、結構日本の会社からも、これは日本ではどうかという考えがありますが、それは全部日本の政府ができるものだけではないのですが、リーダーシップをとることができれば、もう少しパラノイアとか検査のやり方、時間がかかるのですけれども、何かできたらいいと思います。結構日本しか見えない動きがあって、それ以降、食べ物のほうが安全ということはいつもあるということはない

と思います。

できれば、どういうところが一番本当に日本の消費者に危険があるとか分かれば、それにもっと集中できると思います。あとはもう少しコミュニケーションをもっとよくできればいい。これは全部、私がお願いすることはとてもずるいみたいですが、私も輸入会社ではもっと自分ですべきと思うこともあるのですが、他の会社もいろいろ見ると自分に事件がないと、どうしてもほとんどの会社は少し甘い考えがあるのは事実です。だから、もう少しこれを気をつけないといけないということはもっと気をつけて、それでもしかして、いろいろな日本の基準に合わないものは輸入しないことになるかもしれない。それで輸入にせっかく入ってきてテストして、市場で見つけて廃棄するケースは、できるだけ少なめにやったほうが皆さんにとっていいと思います。

例えば、これは後で例を教えますけれども、1つの大きいことはやはり放射能で、去年の4月までは日本の基準は500ベクレル水準でしたが、去年の4月から100ベクレルになっていて、これは残念ながら日本と欧州は違う。欧州はまだ600ベクレル。コーデックスは1,000、アメリカは1,200。それは大きい違いがあれば、放射能に対しては輸入するときにもっと検査すべきこともいろいろあると思うし、もっとコミュニケーションをやったほうがいい。

御存じかどうか分からないですけれども、何週間前にうちの商品が140ベクレルというのを週刊誌が見つくて、それはとても大きな話になっていて、これはブルーベリージャムで、これは本当にこの話に関係あると思うのですが、それで結局いろいろとまとめて言うと、まずうちはそれを輸入する前にもっと厳しく管理すべきだと。でも、しなかった。うちだけではない。他のたくさん会社で、何回もブルーベリージャムが対象になる。やはりブルーベリー、マッシュルーム関係は放射能を吸い込みやすいものですから、それだったら、もっと大きくみんなにこれは注意してくださいとすべき。

あとは日本の今の考えはスウェーデン、ウクライナ、ポーランドだけ毎回検査をする話があるのですが、1つ言えるのは、その他の国からのブルーベリーを検査していない。なぜかその3つの国だけ。放射能ははっきりこの国が好きというものではないですから、日本でも欧州の中でもあちこちにホットスポットがあるし、とにかく放射能はみんな気にしているものだから、もっとパラノイアにならないために注意。日本と欧州は一緒にこういうふうにならないように。

とても残念だと思うのは、140ベクレルでは厚生労働省、保健所もこれは日本人には、体に影響のあるものではないですけれども、基準に合わない大きい話になった。この話は余り長くしたくないですが、最終的にうちではなくて、結局他の会社のほうが影響があった。うちもこれからきちんと管理すれば、20ベクレル以下はできます。話があちこちに行っていますが、もっともって会社も政府も皆さんが大事なものに集中すれば、もっともって無駄が内容に安心して食べ物を提供することができます。

他にいろいろなものもあるのですが、夢としては、システムをきちんとできたら、基本

的に日本の食べ物を欧州に輸出するときは検査の必要はない。欧州から日本に輸出するときに検査する必要はない。それは夢過ぎるので、特別なエクセプションだけポイントできれば、それでいいと思います。

もう一つは、例えばその危険なものがあれば、放射能でも一部の商品は今までの経験で心配なものがあれば、1回目を検査して必要な種類をいただいでいて、それでよければ別に毎年、毎年検査する必要はないと思います。それは1つの提案です。

もう一つは、モニタリング・エクスペクション。結構いろいろトラブルがあって、モニタリング・エクスペクションの1つの私の考えは、やはりモニタリング・エクスペクションをするときに出荷できる。今の段階ではそういうことができるのですね。だから、私たちもそういう経験があって、基本的に安全と思ったら出荷しました。モニタリング・エクスペクションがあって、これの具体的な話ですが、UHTの商品ではUHTは基本的に全部の微生物もないというもので、大腸菌群のものがあって、大腸菌群はイコールだと思うのですが、それは検査で見つかって全部回収する必要があった。

うちは同じロットで5つのサンプルをとって、日本のところで分析して、ゼロ、ゼロ、ゼロ、ゼロ、ゼロ。ヨーロッパでみんなこういうものを飲んでいて、何も問題ない。何で大腸菌が見つかったかはよく分かりませんが、もう一回テストをしてくださいと頼んだら、それはうちはやりませんと言って、結局回収する必要があったし、全部もちろん廃棄することになりましたし、何で私たちはその日本のテストをいろいろして、全部ゼロで輸入するときにUHTのもので大腸菌群が見つかり、もう一回テストできなかったことはとても残念だと思います。

本当に同じことを言いますが、安全はとても大事で、私たちも安心したいのですが、とにかくこれに関してはまず、もしチャレンジがあれば、是非もう一回テストすることはできたらいいと思うし、もしモニタリングのテストがいろいろ進むことになれば、それだったら出荷の前に必ずテストして出荷しないようにしたほうがいいと思います。

一般的なリコメンデーションですけれども、消費者にもっともっとコミュニケーション、トレーニング、セミナーとかいろいろできたらいいと思うし、どれくらいやっているのかわからない。申し訳ないですが、私は会社の中の技術の人ではないのですが、向こうのほうはいろいろ分かると思いますけれども、今日の話は、私がここに来たときにもっともっといろいろ調べてやりました。

もう一つ、たまに日本では保健所は市場の食べ物をとって、それで何か問題があったら直接お店に報告する。そのお店に報告すると日本はすぐにパニックになって、すぐにリコールして、コミュニケーションの順番がめちゃくちゃになります。その輸入会社も急にみんないろいろやらなくなるし、きちんといい順番で動くことができないし、他の国ではそういう動きかどうか分かりませんが、とにかく市場でテストできないということは言いたくないのですが、できればメーカーに伝えて、これは自分の意見だけですけれども、危ないものだったら、もちろんすぐに回収して、そういう動きがあればいいのですが、日

本の基準にもし微妙に合わないものがあれば、外国だったら 100 パーセントリコールはしないと思います。

物によりますけれども、これはとりあえず、私は今日ここに来たのは自分の意見を言うためですから、違う考えがあれば分かるのですが、他の国だったら、基準がいるのですが、もし微妙ならリコールしないで注意して、とにかく動きを決めればいい。まず、そのスーパーマーケットに言わないで、メーカーに言ったほうがいいと思います。そのほうがきちんと順番で効率のよい方法で、日本の政府の考えで動くことができたらいいと思います。

最後に、とにかく本当に欧州と日本はとても深い関係があると思うし、両方が安心・安全の考えをととても大事にしていると思うし、今は本当に少しだけ違うことがあるかもしれない。基準はいろいろなところであるかもしれないですが、できるだけ安心と安全を守りながら、もう少しいろいろ改善できたら、皆さんがプラスになると思います。

以上です。よろしくお願いします。

○大崎座長 ありがとうございます。ちょっと確認をしたいのですが、まずできるだけ基準を統一する方向に行って欲しいというのは1つの御要望。それから、保健所が問題を発見したときに輸入会社に連絡して欲しいというのがもう一つの御要望と理解をしたのですが、何か日本の制度についての具体的なこの点が問題であるという御指摘とは余り感じられなかったのですが、何を变えて欲しいとおっしゃっているのでしょうか。

○欧州ビジネス協会（デルゴッシュ委員） 先程申し上げましたけれども、まずその基準はできるところはもう少し一緒にやって欲しい。保健所はメーカーに言うのがもう一つ。さっき私からもう一つお願いがあったのは、検査するもの、検査するパターン、毎年、毎年全て検査する。そういうことを今までこういうふうになりました、このまま全く同じようにしますという考えがあれば、私は残念だと思います。できればもう一回グリーンフィールドのシステムを作って、何が本当に消費者には危ないということで、どういうふうにシステム改善できたら、できれば日本の政府と欧州の政府はそういうワーキングパーティーもいろいろできたら、両方が勉強できたら、もっといいシステムができます。ただ今までと同じように進むことになると、こういうミーティングも意味がないと思います。

○大崎座長 そう言われると、何も変える気がないとかそんなことを言っているのではありませんが、何を变えて欲しいとおっしゃっているのですか。

○欧州ビジネス協会（デルゴッシュ委員） 先程説明しました。

○大崎座長 毎年、毎年の検査という話について、もう少し具体的にお願いします。

○欧州ビジネス協会（デルゴッシュ委員） 分かりました。とにかく今の段階では、私が知っている限りでは、もう少し勉強をしないと分かりません。例えば飲料は全て毎年1回検査します。それは別にとても大きい問題ではないかもしれませんが、お金ももったいないし、そのときにまた1週間、2週間、通関がずれることになりまして、そういう飲料が一番危ないものと言えるかどうか分かりませんが、さっき言ったように、他のものは逆にもっと検査するべきです。説明がよくないですか。

○後藤田副大臣 ありがとうございます。私も議員外交で EU とはずっと、議員連盟の幹事長を私も 10 年以上やっています、昨日もシュバイスグートさんとも別件でいろいろなお話をしていました。今、会長がおっしゃるいろいろな問題は、特に添加物の問題は私もずっと昔から関心を持っていて、おっしゃる点は非常にあると思います。

昔、小泉内閣のときに青島産の塩を一回輸入したときに、あれが駄目だということでやったのですが、実はその認められた添加物の入った塩は日本に輸入される、あらゆる魚とかにも全部使われていたのです。では、魚も何もみんな食べられなくなるではないかと言って慌てて、当時は坂口厚労大臣でしたけれども、私は官邸に行きまして、これは厚生労働省も覚えているか分からないのですが、あれを 1 カ月で認めたのです。

ですから、まさに会長がおっしゃる点は非常にあります。私の父親の同級生ですが、ドクター吉倉はコーデックスの副会長をやっています。日本でも遺伝子組換えのときは議長をやったドクター吉倉というのがいますが、彼は東大の細菌学の教授ですが、こういう人たちからも問題があるということは言われています。

それで厚生労働省に聞きたいのですが、これはさっきも欧州側からもあったのですが、定期的な政府間の日本と EU の間の議論はどういうふうに行われていて、どこまで進んでいるかという事実関係があったら教えていただきたいと思います。

○厚生労働省（三木室長） 正確にお答えできるかどうかは分かりませんが、今、日本と EU については日 EU、EPA という交渉をやっておりまして、この中でこれは経済連携協定ですので、その中で SPS という、いわゆる輸出入の検疫に関する協定の部分がございまして、これは食品の輸出入関係も含まれております。こういう中で日本と EU 側でどういう形でこの食品の安全を確保しながら、輸出入を円滑にやっていけるかということを協議している枠組みはございます。これはまだ締結はされておられませんので、そういう協議を進めているという中で、日本と EU 側でいろいろと話し合いをしています。

あとは WTO に日本も EU も加盟国ですので、SPS 委員会が定期的に行われておりますので、そういう中で EU 側、日本側の双方の議題がもしあれば、日 EU でバイでいろいろな話し合いをするという枠組みもございまして、在京の EU の代表部もありますし、EU には日本の EU 代表部もございまして、定期的にといいますか、もし問題というか関心事があれば、そういう在京の外交団のチャンネルを使って、こちらに来てお話をしたり、向こうでは EU の代表部を通じて情報交換をしたりという既存のチャンネルでやっているものがございまして、そういう形でいろいろと情報の交換、やり取りはさせていただいております。

○後藤田副大臣 結論から言うと、やっているのですか、やっていないのですか。やっているのですね。この添加物問題も議論している。机に載っている。それだけ一言で言ってください。

○厚生労働省（三木室長） やっています。

○後藤田副大臣 やっていますということですが、どうですか。

○欧州ビジネス協会（デルゴージュ委員） ありがとうございます。添加物について、先

程何も言わなかったのは私のミスですが、前の会社で添加物は結構いろいろやっていて、とにかく言いたいのは、添加物は結構難しい部分もあります。いろいろな話があることを私も知っているし、欧州のコミッションと日本の政府で添加物の話があるのですが、あれは 100 パーセントアグリリーということは難しいことがあるのです。両方からですね。やはり日本は一部欧州のほうで日本に合わないものがあるのですが、逆に日本で使っている添加物も欧州と他のところはまだ認めないものがありますから、できれば 99 パーセントアグリリーすることができれば、あとは一部だけ別にできたらいいと思います。

○後藤田副大臣 続きで、今度は 11 月半ばに欧州と首脳会談があります。私ども議連もファン・ロンパイさん、バロードさんとも 1 時間くらいセッションがあるのだけれども、その中で先立って日本と EU の外相会談がありましたね。そのときは安全保障についてがメインでありましたが、3 つ目に共通の利益が今度の日 EU の首脳会談で大きな課題になっているのです。そこにしっかり欧州ビジネス協会さんが載せてください。規制改革会議で今日こういう発言の機会を大崎座長がくださったのでいいことだと思うのですが、まさに政治レベルで、または役所レベルでどんどん、これは共通の利益の中に入っていますから、共同声明に、今度は事務方では用意しているはずですよ。首脳会談が 11 月 19 日ですから、そこをしっかりと欧州側は詰めたほうがいいと思います。

○欧州ビジネス協会（デルゴージュ委員） ありがとうございます。

○大崎座長 ありがとうございます。

それでは、厚生労働省から先ほどの話の中の特に検査のところについて御説明をいただけますか。

○厚生労働省（三木室長） 資料 2-2 を御覧いただければと思います。食品の輸入規制について簡単に御説明をさせていただきます。

2 ページ、これは輸入食品の届出の件数・重量を示しております、御覧いただければお分かりになると思いますが、輸入の届出件数についてはどんどん増えておりますが、重量については横ばいということで、小口の貨物が年々増えているという状況でございます。

3 ページ、そういう状況の中で厚生労働省の検疫所に食品の輸入届出窓口を置いておまして、ここでいろいろな手続をとってございます。全国 32 カ所ございまして、そのうち検査をする場所としては、検査課が 6 検疫所、あとは輸入食品・検疫検査センターで残留農薬とか動物用医薬品とか遺伝子組換えも含めた検査を行っているという状況でございます。

食品衛生監視員は 399 名おりまして、この者が日々の輸入食品の監視業務を行っているという状況でございます。基本的には輸入してくるものに対して、未然に違反食品を防ぐことが非常に重要でございますので、食品等輸入相談室を 13 検疫所に置いてございまして、ここでいろいろな輸入をしたいという方々の輸入者さんの相談に日々乗っているというところでございます。

4 ページ、監視体制の概要について御説明をいたします。基本的には 3 段階、輸出国に

おける衛生対策、輸入時における監視、あとは国内に入った場合の国内の自治体での監視ということで3段階に分かれて輸入食品の監視体制を取っているという現状でございます。先ほどもお話がありましたけれども、基本的には輸出国における衛生対策において、製造工程の管理とか輸出前の検査についてやっていただくように輸出国にお願いをしているということでございまして、ここは二国間の協議等でいろいろと在京大使館等も経由して、お願いをしているという状況でございます。

輸入時に届出輸入貨物が着けば、これは営業に用いるということであれば、輸入届出書を検疫所に提出をしなければいけないということになってございまして、この届出があれば審査を検疫所ですという仕組みでございます。後ほどお話ししますが、書類の審査をやって検査の必要があるものについては検査を行うということになりますが、この検査も違反の蓋然性に従って段階的に組み立てられておまして、まずは違反の確率が非常に高いものは検査命令ということで、厚生労働大臣が検査を命令して、そのものについては検査をさせるという仕組みでございます。

あとは広く違反があるかどうかということを守るためにモニタリング検査をやってございます。その他、いろいろと検疫所のほうで指導して、輸入者に検査をさせるという仕組みがございまして、こういったいろいろな検査の仕組みを通じて、安全性を確保しているということでございます。

合格をすれば、通関手続を経て国内に入って、国内の監視指導下に入りますけれども、検査の結果、規格基準に合致をしていないとかになりますと不合格ということで、これは廃棄・積戻しや食用以外の用途に転用する等の措置がとられるというものでございます。

5ページ、法律の枠組みでございますが、食品衛生法27条で輸入の届出を規定してございます。届出事項につきましては、輸入者の氏名、住所、この食品がどういうものであって、どういう製造工程を経て作られたものかを書かせてございます。あとは使っている添加物であるとか、そういう製造過程で用いられている原材料、添加物等の記載をするということになってございます。この届出情報をもとに検疫所の食品衛生監視員がチェックをしまして、検査が必要であるということであれば、検査の指示等を行っているものでございます。

6ページ、そもそも食品衛生法と申しますのは医薬品等と違いまして、原則自由にやり取りができるところで、必要な規制については食品衛生法に基づき定めているところでございます。食品等事業者の責務が第3条で定められておまして、基本的に食品の安全性の確保は事業者が第一義的に行うというような規定がございまして、そういった中で、その販売する食品の安全性の確保、販売食品の自主検査の実施等についての必要な措置については事業者が努めなければいけないというような事業者の責務が定められてございます。

7ページ、そういう仕組みの中で、輸入食品についてはカロリーベースで6割を超える輸入食品が輸入されているという現状もございまして、様々な食品が輸入されている中でどのようにして効率的に監視・指導を行うかについては、第23条に基づいて毎年度、この

輸入食品監視指導計画を定めなければいけないということでございます。

この25年度の輸入食品監視指導計画の抜粋を載せておりますけれども、この中でも自主検査の実施ということで書かれておまして、基本的に輸入者が行う自主検査について、検疫所のほうで定期的に確認をすることをこの計画上、載せているというものでございます。定期的に確認は、いろいろな食品が輸入をされるということもございますので、原則1年に1回、検査実施等について指導を行うという規定を、これは内規でございましてけれども、内部的な規定を設けて運用をして、安全の確保を図っているということでございます。

8ページ、自主検査の現状でございます。定期的な自主検査については、この①～③に書かれてございますような、いろいろなところでの検査を認めているというところがございます。特に多いのが登録検査機関とあって、日本国内にあるGLPというか、検査についても、この検査結果の信頼性確保は非常に重要になりますので、検査を行って結果の信頼性が十分確保できるというところを厚生労働省が登録しているという検査機関が日本国内に98機関ございます。

こういうところでの検査を行った結果でありますとか、あとは3番にあるような外国公的検査機関が検疫所のほうに外国で検査結果が信頼できる検査ができるというところの機関を登録していただいております、これが例にあるようにイタリアでは348機関、英国128機関、EUでもいろいろな機関が各国で登録をされてございます。こういうところで行った検査については、輸入時の検疫の段階でも結果を認めるといような仕組みでございます。

ただ、矢印の後の括弧内に書いてございますように、微生物の検査につきましては、輸送中とかいろいろなことで変化、増殖をしたりという可能性がございますので、微生物の検査結果についてはこういったあらかじめ検査をやったということは認めていないというような状況でございます。

この下に参考につけておりますが、EUにおける違反の実績状況でございますけれども、一応こういうような指導をいろいろとさせていただいておりますが、やはり添加物、微生物については、初回輸入は初めて日本国内に輸入をされる輸入者さんに対して、継続輸入というのは継続的に輸入をされている輸入者さんに対してということでございますけれども、これくらいの数の違反が見受けられているという状況でございます。

最後の9ページ、こういう状況を踏まえまして、輸入者による定期的な自主検査については、未指定の添加物とかいろいろな可能性もございますので、食品衛生法の3条に規定する食品等事業者の責務に基づいて、最低限、定期的な自主検査の指導を行う必要があると考えてございます。

以上でございます。

○大崎座長 ありがとうございます。

では、今の御説明についての議論をしたいのですが、多分欧州ビジネス協会がおっしゃ

っているのは、その自主検査が全く不要であるというようなことではないけれども、年に1回必ず一律にやらなければいけないというのはいかなものかということではないかと思えます。先ほどお話にもありましたけれども、例えば放射能みたいに非常に敏感な問題については、むしろもっと検査をしてもいいのではないかということもおっしゃっていたわけですので、この点は厚生労働省としてはいかがですか。

○厚生労働省（三木室長） 多様な食品が輸入される中で、この食品は不定期に、この食品は頻度を上げてというのは実務的には大変な作業になりますが、おっしゃることは分かりますので、これは弾力的に指導をしていくことは可能でございます。

○大崎座長 どうぞ。

○欧州ビジネス協会（デルゴージュ委員） 少しだけのコメントですけれども、基本的に食品安全に関してはまとめて言うと、添加物の可能性がある、異物、微生物、放射能以外でそういうことがいろいろとあって、できるだけ何かの形でプライオリティ1、プライオリティ2、プライオリティ3と、その中でどういうものを一番問題があるか。今までの経験を利用して、それは内容に関しても、食べ物に関しても、国に関してもいろいろな見方があるのですが、もしそれも少しシステムのできればいいと思えます。

添加物に関して、もう一つのコメントは、添加物は先程言ったように日本と欧州で一部合わないですが、それは困るのですけれども、とりあえず分かりやすい。これが大丈夫、これが駄目。今まで私の経験だけではなくて、他の会社に聞いて、ヨーロッパの会社で一番困っていたのは、ソルビン酸と二酸化硫黄。

なぜかと言えば、日本で使っているのですけれども、カテゴリーによって使う量が違う。残念ながらカテゴリーはいっぱいあるのですが、ヨーロッパの食べ物がどちらも入らない。二酸化硫黄かソルビン酸のどちらかはカテゴリーがない。1つはカテゴリーが非常にレベルが低い。もう一つはカテゴリーがないから、少しでもコンタミでキャリーオーバーで商品に入るのだったら、日本ではアウトになる。それは私にはおかしくて。日本の食べ物で入っているのに、たまたまそのクラスに合わないものでちょっとだけそれが入るのだったら、アウトになる可能性がある。それはさっきの私が言ったように、日本の基準に合わないかもしれないですが、それは日本人に危ないと常識的に言えないのです。

○大崎座長 今おっしゃった点は厚生労働省として、どうですか。事前に申し上げていたテーマとは違いますが、何かそういう問題は他にもありそうな気もするのですがね。

○厚生労働省（三木室長） 食品添加物は、基準については御承知かもしれませんが、日本の場合は食品安全委員会がリスク評価をして ADI、一日摂取許容量を出して、それを踏まえて厚生労働省のほうで、どういう食べ物に割り振ってということはやっておりますが、今の具体的なお話でどういうものが食品のカテゴリーに入らないのかどうかというのは、今は承知をしていませんので、すみませんがお答えはできません。

○大崎座長 是非欧州ビジネス協会から具体的に厚生労働省に、これはカテゴリーを見直すべきだみたいなものを挙げていただけるとありがたいです。

○欧州ビジネス協会（デルゴージュ委員） きちんとフォローします。とにかくその2つ、ソルビン酸と二酸化硫黄は大きいです。日本のものでもヨーロッパでも世界中で使われていますから、あれは一番使いやすいものですから、後でフォローします。ありがとうございます。

○大崎座長 委員の方、いかがですか。

○大田議長代理 厚生労働省に伺いたいのですが、厚生労働省がやっておられる検疫検査と輸入業者の自主検査について、その内容と両者の重複を知りたいのですが、まず自主検査に関して輸入業者が払っているコストや時間はどの程度のものなのかを教えてください。

自主検査と検疫検査について、検査項目・検査内容で重複しているもの、違うものを教えていただきたい。それに関連して、かつて中国の毒入り餃子があったのですが、あれは検疫検査では引っかからなかったものなのか。あるいは自主検査が不備だったのか。どちらも引っかからないから売られてしまったわけですが、その際の検査の体制を教えてください。

○厚生労働省（三木室長） 資料2-2の4ページの真ん中に輸入時がございませぬ。ここで検査体制ということで、検査命令、モニタリング検査、指導検査を書かせていただいております。加工食品の場合は原材料がいろいろなものが入っていて、それに添加物も複数入っていたり、あとは原材料由来で植物とか動物とかであれば、残留農薬であるとか動物用医薬品であるとかいうのがもとの植物や動物に対して使われていれば、そういうものが食品に残留をする可能性がございませぬ。

これはまずモニタリング検査ということで幅広く、これは各国で使われている農薬であるとか、動物用医薬品の現状であるとか添加物も含めてですが、そういうものを含めて違反があるかないかという可能性を検査するというので、これは幅広くはなっておりますが、一度の検査で全部の添加物、全部の農薬について検査ができるわけではございませぬので、いろいろな特定の項目をピックアップして検査をしているという状況でございませぬ。

そこで特定のものが引っかかってくれば、例えば残留農薬であれば、ある特定の農薬について違反が多いということであれば、その項目に対して検査命令ということでかけますので、その輸入のつど、そのものが入ってきたら、その特定の農薬の項目については輸入者に検査をさせて、問題がなければ通関手続を経て、国内に入れるという仕組みでございませぬ。

ただ、その他の項目については当然やっておりますので、そういう他の項目について輸入者の責務もございませぬので、輸入者さんに安全確保についての検査を含めてやっておりますという状況でございませぬので、そこに重複はございませぬ。

自主検査のコストとか時間でございませぬが、これは検査機関によってもコストが多分違ってくると思いますし、先ほどもお話をしたような外国の検査機関での結果を添加物とかであれば、外国の検査機関でやった結果を日本の輸入時もそれで認めているということも

ございますので、それはコストや時間については多分機関によると思いますので、どのくらいかは承知をしてございません。

○大崎座長 ただ、今の御説明は、私は腑に落ちないのですが、重複はないとおっしゃったのですけれども、自主検査は検査命令の対象以外のところを幅広くやってこられるという、それはそうなのでしょうけれども、検疫所でチェックするポイントも自主検査の中で見ているのではないですか。

○厚生労働省（三木室長） 補足いたしますと、例えば冷凍食品の餃子がありましたときに、添加物も幾つか使っていると。最初に初回でその餃子が入ってきたときには、添加物を使っていれば、添加物については事業者さんに検査していただくと。野菜等ももちろん原材料で使われていますので、その野菜等について、例えば残留農薬の検査で、農薬の項目で 500 項目、600 項目あるような項目を全部やってとはもちろん言えませんが、それは行政のほうで判断して、残留農薬のモニタリング検査を当てる。その同じ餃子の中でモニタリングもするし、添加物の検査もやっていただくと、そういう意味での検査の重複はありますが、添加物で例えばソルビン酸の検査を自主検査でやっていただいたときに、行政としてもソルビン酸の検査を重複してするかというと、それはやらないということでございます。

○大崎座長 それは初回輸入の話ですね。継続輸入しているものの年 1 回の定期検査の話が大田委員は御質問されたのだと思うのです。

○厚生労働省（三木室長） 定期的な年 1 回の検査のときに、事業者さんにやっていただいた項目を行政が改めて同じ項目をすることはいいです。基本的にはありません。例えば、ソルビン酸について、事業者さんが自主検査としてやってきて、その結果を検疫所に提出したときに、検疫所がさらにソルビン酸そのものについてするということはありません。

○大崎座長 ただ、そうだとすると、こう言うのは悪いのですが、自主検査の美名のもとに行政が本来すべき検査を丸投げして、コストを民間企業に負わせているということになりませんか。そこはどうなのですか。私は、検疫は要するに安全の観点から、全てと言ったって、もちろん完全に網羅ができないのはよく分かるのですが、基本的には安全の観点から全てのところについてチェックをしておられると思っていたのですが、今の御説明だと自主検査でやっていることを検疫はチェックしないとおっしゃっているように聞こえるのですが、そんなことでいいのですか。

○厚生労働省（三木室長） そういう意味で検査体制が、行政がする検査であるとか事業者さんが自主的にする検査を含めて、トータルとして安全の確保をやっておりますので、そこは効率的にやっているということで御理解をいただければと思います。

○大崎座長 そうだとすると、これは問題があって、民間企業に自主的に負わせているコストが過大ではないかという検証が必要になってきますし、日本の業者が欧米に輸出をする場合も同じような仕組みになっているのですか。つまり日本の業者が自主検査を相当やらないと、検疫だけでは足りないということになっているのですか。

○厚生労働省（三木室長） 外国の輸入の場合ということでございますか。

○大崎座長 そうです。

○厚生労働省（三木室長） 外国の輸入の場合は承知をしてございませんけれども、例えば日本の衛生管理の仕組みのシステムで認定され、検査控除みたいな形でやられている場合もあるようですし、その検査だけで担保しているかどうかは、そこは承知をしてございません。

○大崎座長 よろしいですか。私の感想ですけれども、できれば外国に日本の業者が輸出する場合に比べて、日本に輸入するときには外国業者あるいは輸入業者に過剰な負荷がかかっていないかというのは、是非検証していただきたいと思います。

もう一つ、これも感想ですけれども、先ほどの御説明で気になったのは、食品はとていろいろなものがあるから、年に1回の定期検査が基本的に必要なのだとおっしゃったのですが、そういうふうに御説明を受けると、形でやったからいいでしょうみたいにどうしても聞こえてしまうのです。やはりこういうものはリスクベースのアプローチは物とても重要だと思っていて、リスクの高いものは年に10回やろうが20回やろうがやってもいいと思いますし、リスクの低いものは逆に5年に1回だろうが10年に1回だろうが、あるいは形式的な意味ではやらないというのもあり得ると思うのです。そこはめり張りをつけることを考えていただいたほうがいいのかなというのが感想でございます。

○厚生労働省（三木室長） 1点だけ補足です。先ほどの継続輸入で例えばソルビン酸の検査を定期的に行っていたといたしまして、その貨物について、行政は改めてソルビン酸の検査はもちろんしないのですが、それ以降、2回目、3回目、4回目と1年の中で何回も入ってくると思いますが、その何回も入ってきた中では、行政がモニタリング検査としてソルビン酸の検査を行うことはもちろんございます。

○大崎座長 そうなってくると、ますます自主検査は何だろうという感じがしてきませんか。つまり、検疫でまさにモニタリングでびしびしやっておられるわけだから、そちらだけでいいような気もするのです。逆に自主検査でオーケーだったらモニタリングの対象にしないというのだったら、それはそれで負担する側も自分がコストをかけて検査をしておけば、検疫の期間が短くなるというようなメリットがあると感じられると思いますが、どうもその辺は御検討をいただければと思った次第です。

他にいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、時間もそろそろまいっておりますので、本日の議論はここまでということにさせていただきますと存じます。事務局から連絡事項があれば、お願いいたします。

○大川次長 次回の貿易・投資等ワーキング・グループの日程につきましては、追って事務局から御案内を差し上げますので、よろしくお願いいたします。

○大崎座長 それでは、これで会議を終了いたします。本日はお忙しい中、大変ありがとうございました。